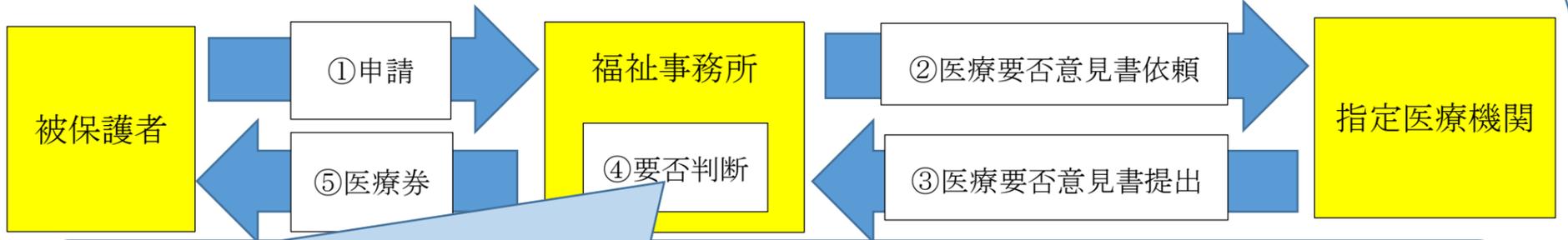


指定医療機関の手引き（概略版）

【医療扶助の流れ】

※⑤は直接、指定医療機関に送付されることもあります。



申請を受けた福祉事務所は、医療の要否、他法他施策（例えば、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の活用等について検討するため、**指定医療機関から徴取した「医療要否意見書」が重要な判断材料となります。**

※6ヶ月を超えて引続き医療を必要とするとき（入院の場合は、3ヶ月（または福祉事務所長の判断により6ヶ月））医療要否意見書の提出を求めます。

【医療要否意見書の記載要領】

「医療要否意見書」の記載が不十分な場合、福祉事務所が判断できず、主治医へ再照会又は再提出を求めるなど、かえって医療機関にとって事務が煩雑になることも予想されます。**医療要否意見書の記載にあたりましては、傷病名・主要症状は当然のこと、具体的な傷病の経過や現在の症状、今後の見通し等を第三者でも判別できるよう記載いただきますようご協力願います。**

また、福祉事務所から依頼があった際は、速やかに提出いただきますようご協力願います。

※医療要否意見書の様式は各福祉事務所により異なりますので、ご注意ください。

医療要否意見書									
※1 医科 ・ 2 歯科		※ 1 新規 2 継続 (単・併)			※受理年月日		年 月 日		
(氏名)		(歳)			に係る 年 月 日 以降の医療要否について意見を求めます。				
院(所)長 殿		令和 年 月 日			福祉事務所				
傷病名又は部位		(1)	(1)	転帰 (継続の時記入)		治ゆ 死亡 中止			
初診年月日		(2)	(2)						
		(3)	(3)						
主要症状及び今後の診療見込		(今後の診療見込に関連する臨床諸検査結果等を記入して下さい。)							
治療見込期間	入院外	か月 日間	(1)今回診療日以降1か月		(2)第2か月日以降6か月目まで		福祉事務所へ		
	入院	期間 月 日	概算医療費 円	円	円	円	の連絡事項へ		
稼働状況(能力)		1 不能(全く働くことができない)		2 軽労働(内職や軽作業ができる)					
		3 中労働(普通の仕事ができる)		4 重労働(ほぼどんな仕事でもできる)					
上記のとおり(1入院外 2入院)医療を(1要する 2要しない)と認めます。		福祉事務所長 殿							
福祉事務所長 殿		令和 年 月 日			指定医療機関の所在地及び名称				
福祉事務所長 殿		院(所)長			担当医師(診療科名)				
福祉事務所長 殿		※記載漏れが多いです。ご注意ください。							
福祉事務所長 殿		令和 年 月 日							
福祉事務所長 殿		※嘱託医の意見							

診断が確定されていない場合は疑い病名でも可とする。細かい関連する病名は不要であり、代表的な病名を記載すること。代表的な病名が複数ある場合には、複数に記載すること。

原則として記載不要とする。福祉事務所から特段の求めがあった場合に限り記載すること。

継続の場合であって、今後医療の必要性がなくなる場合に記載すること。

今後、医療が必要な期間の見込みについて、1か月未満の場合は日数を、1か月以上の場合は繰り上げた月数を記載すること。

必要に応じて検査結果等を添付することも可とする。患者の主訴のみを記載されている例があるので、医学的所見を具体的に記載してください。

特に、福祉事務所へ連絡する必要がある場合に記載すること。

原則として記載不要とする。福祉事務所から特段の求めがあった場合に限り記載すること。

※記載漏れが多いです。ご注意ください。

※下線部分は「医療要否意見書の記載における留意事項について」（令和2年3月30日 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室医療係事務連絡）から抜粋しております。

～～その他お願いする事項～～

【医療券及び請求】

暦月を単位として受給者番号等が記載された「医療券・調剤券」が発行されます。受給者番号は原則、被保護者ごとに固定された番号を使用することとしていますが、受給者番号が変更になる場合がありますので、毎月「医療券・調剤券」の内容を必ず確認した後、請求してください。
また、大阪府内の福祉事務所が発行した医療券については、福祉事務所における支払済レセプトの点検により疑義が生じた場合、資格確認等の照会に必要なことから、請求月から最低6ヶ月間は保管していただき、その後、指定医療機関の責任のもとに、個人情報に十分配慮のうえ、廃棄処分してください。なお、不要な医療券等が福祉事務所から送付された場合は福祉事務所にご連絡ください。

※以下のように本人支払額が発生する場合があります。
本人支払額が医療券に記載されている場合は、本人から必ず徴収してください。

	← 最低生活費 →	← 要医療費 →
例1	収入認定額 生活扶助額	医療扶助額
例2	収入認定額	医療扶助額
例3	収入認定額	医療扶助額

(注) 例1：生活扶助と医療扶助との併給世帯となります。
(注) 例2：本人支払額はない医療扶助単給世帯となります。
(注) 例3：本人支払額のある医療扶助単給世帯となります。

【意見書、明細書等の無償交付】

指定医療機関は、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償で交付いただきますようお願いいたします。
また、指定医療機関は、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付いただきますようお願いいたします。
※ なお、「領収書」の発行については、義務とされていません。

【検診命令・文書料】

福祉事務所では、被保護者又は、申請されている方の病状（稼働能力や認定要件の確認）を把握するため、指定医療機関に検診を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。
なお、検診料（原則、診療方針及び診療報酬の例によるもの）は、所定の検診料請求書に記載漏れが無いように記入し、福祉事務所に請求してください。
また、当該検診結果を所定の様式以外の書面により作成する場合は、以下のとおり文書料として請求することができます。

項目例	障害認定	難病に要する診断書	自立支援医療 (精神通院)	その他
費用	6,090円(税込)	5,000円(非課税)	3,000円(非課税)	4,720円(税込)

※内容により支給ができないものもあるため、事前に福祉事務所にご相談ください。また、基準額を超える分については、お支払いできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
※健診（健康診断）は、該当いたしませんので、ご注意ください。

【移送の給付】

原則は、居住地等から比較的近距离に所在する指定医療機関となりますが、移送の給付を必要とする場合、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段に鑑み、その要否を判断した上で給付しますので、指定医療機関に「給付要否意見書」で必要とする具体的な理由等、意見を徴取しますので、ご協力をお願いします。

【訪問看護】

疾病又は負傷により居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合、福祉事務所長は、指定医療機関に「訪問看護要否意見書」により、必要とする具体的な理由等、意見を確認し、その要否を判断した上で、医療券を交付します。必ず発行された医療券を確認してから、訪問看護を実施し、請求してください。
なお、要介護者又は要支援者に対する訪問看護は、介護保険法又は介護扶助による給付が優先されるため、医療扶助による給付は急性増悪時の訪問看護及び末期がん・難病等に対する訪問看護及び精神疾患を有する患者（認知症が主傷病である者を除く。）であり、精神科訪問看護指示書が交付された場合の精神科訪問看護に限られます。

【治療材料】

国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用器具及び輸血に使用する生血、義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザー等の治療材料の給付（貸与及び修理を含む。）を必要とする場合（※）、福祉事務所長は、指定医療機関に「給付要否意見書」により、必要とする具体的な理由等、意見を確認し、その要否を判断した上で、治療材料券を交付します。必ず発行された治療材料券を確認してから、発注し、請求してください。

※眼鏡（遠近両用眼鏡含む）の給付が「治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合」に限られるなど、それぞれの治療材料には、給付できる要件（給付方針）がありますので、「指定医療機関の手引き」で詳細を確認してください。

【転院・退院】

福祉事務所では転院の必要性を判断するため、指定医療機関は、「転院事由発生連絡票」により、転院を必要とする理由、転院先予定医療機関等を原則として転院前に福祉事務所までご連絡いただきますようご協力をお願いします。
退院については、生活保護費の算定基準に影響するため、必ずご連絡ください。

【福祉事務所による病状調査】

傷病を理由に生活保護を受給している者の早期回復を図り、社会復帰を支援するために、主治医の専門的な意見を聴取することがあります。調査の方法については、訪問に限らず、電話等で過重な負担にならないよう配慮いたしますので、ご協力をお願いします。なお、被保護者においては、患者本人の同意なしに個人情報の提供を得ることができることとされていることを申し添えます。
また、同一傷病で同一月内に同一診療科目を15日以上受診し、その前月と前々月の通院日数の合計が40日以上になる者については、主治医に調査することもあります。その傷病に適正な日数で受診いただくことが前提であり、上記の日数内であれば通院が適正とするわけではありませぬので、申し添えます。

【後発医薬品】

生活保護の被保護者には、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合、原則として後発医薬品を使用いただきます。患者の希望のみを理由として先発医薬品を使用することはできません。

【休日・夜間等の受診】

生活保護の被保護者が、急病により受診され、福祉事務所に連絡がつかない場合、医療券がなくとも費用を徴収することなく診療願います。なお、この場合、翌日以降速やかに確認のため、福祉事務所へ連絡いただきますようご協力をお願いします。